

## その他

### 開業届は必要ですか？

おちゃのこネットとして特に規定はございません。

しかし、税務上、年間の所得（売上 - 経費）が38万円を超える場合、（他に収入がある場合は20万円を超える場合）

申告する必要がありますので、税務署に開業届が必要です。

下記ページなどをご確認のうえ、ご対応く

ださい。<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/annai/04.htm>

一意的なソリューション ID: #1125

製作者: おちゃのこ管理者

最終更新: 2013-08-06 15:49